

組合報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2018年9月 VOL. 26

過分のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、昨年11月より外国人技能実習法が施行され間もなく1年となりますが、外国人技能実習機構の実習実施者先への監査活動の情報を耳にする機会が増えてきております。皆様方への突然の訪問も何時あるかも知れませんので、万全の準備をお願い申し上げます。また、2018年10月1日より、47都道府県最低賃金が改定されますのでご確認頂き実習生への賃金支払いにご留意下さい。

頓首

お知らせ

査証更新手数料について

査証申請手数料の変更を、従来は1号生から2号生及び2号生1年目から2年目への査証更新申請に係る手数料を無償で手続き致して居りますが、平成29年11月の外国人技能実習法(新法)の制定により、外国人技能実習機構への提出資料等煩雑化に伴い、今年平成30年11月申請分より3号生査証更新を含め申請手数料10,800円をご請求させて頂きたくお願い申し上げます。また、従来通り申請時には、入局管理局印紙代4,000円及び技能実習計画認定料(機構)3,900円が別途必要になります。

申請注意事項

『技能実習計画』の認定申請及び変更申請について組合より皆様方に申請時期が近づきましたら申請に必要な資料及び『技能実習計画』に係る認定申請・変更認定申請の手数料の専用振込用紙について<添付資料>にて必ず振込をお願い致します。個人事業主の方は、ご依頼人(実習実施者)※欄にカタカナで個人名の記入をお願い致します。

< 【技能実習修了証書】発行終了のお知らせ >

JITCOより、「技能実習終了証書」発行業務につきましては2018年3月31日で終了し2018年4月1日以降対応しません。との事で連絡を受けております。また、2017年11月新法制定より3号生申請の有無にかかわらず、随時3級の受験が必須となり義務化されております。

※2018年4月1日以降に帰国し、「技能実習終了証書」発行対象者（2018年3月31日時点で2号技能実習計画の8割以上終了）となっている技能実習生につきましては、上位級試験の結果にかかわらず、終了証書の取得資格欄は、2号移行時取得資格（基礎2級・初級）にて終了証書を発行しております。

（問い合わせ）

JITCOホームページ若しくは

03-4306-1179（JITCO業務課 技能実習終了証書担当者迄）

日本語能力試験受験合格者奨励について

当組合では、技能実習生の皆さんが日本で実習生活を円滑且つ有意義におくつていただくために、実習期間中に「日本語能力試験JLPT」の受験合格者に対して下記の様に奨励する事を決定いたしましたので、皆さん奮って「日本語能力試験JLPT」に受験合格できる様努力してください。

N1合格者に対して奨励金3万円を支給する。

N2合格者に対して奨励金3万円を支給する。

N3合格者に対して受験料を全額組合負担とする。

※受験合格発表後、「合格証」のコピーと引き換えに奨励金を支給いたします。

連絡先 受付時間 平日 9 : 00 ~ 18 : 00 【事務局】 048-755-9591

【組合職員携帯】 090-8089-7705 (李) 070-3667-8667 (杉戸)

お気軽にお問い合わせください。